

「情報共有」・「市民参加」マニュアルについて

1 目的等

19年4月に施行した自治基本条例のポイントは「情報共有」と「市民参加」である。
 各局・区においては、それぞれの実施プランにこれらの推進に資する事業を計上し、全庁的に条例の具体化に向けた取り組みを進めてきているところであるが、条例は本市の『まちづくりの最高規範』であり、基本的には全ての事業の実施にあたって、その趣旨に沿って行われているかどうか検討される必要がある。
 このことから、各局・区において事務を遂行するに当たって、条例の重要なポイントである「情報共有」「市民参加」によって取り組むことができるよう、その目安を示すために作成する

2 マニュアルの方向性

条例では、『政策の立案』『実施』『評価等』の各段階で「情報共有」と「市民参加」を行うこととしているため、それぞれの段階での取り組みを促す内容とすることを想定。

【情報共有】
 第26条第2項
 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

【市民参加】
 第21条第2項
 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映させるよう努めなければならない。

計画(Plan)、実施(Do)、
 評価・改善(Check・Action)の各段階で
 の「情報共有」「市民参加」を促進

【評価・改善段階】

【計画策定段階】



【実施段階】

3 マニュアルのポイント(想定)

各局・区において具体的に情報共有、市民参加の取組を行う際の手引きとするため、次のような内容で策定することを想定。

- わかりやすく情報を提供するための工夫点等を整理・紹介
- 検討(Plan)実施(Do)評価・改善(Check・Action)の段階別に市民参加の取り組みを規定
- 市民参加の取組予定及び取組結果の集約・公表を規定
- 市民参加の必須実施事項を規定、また、実施しない場合の理由の公表を規定
- 複数手法での実施を規定

4 想定される効果

マニュアルの公表による職員の意識改革と取組の促進
 取組予定及び結果の公表による職員の意識改革と取組の促進
 必須事項及び複数手法活用の明確化による職員の意識改革と取組の促進
 具体的な手法の明示による取組の促進

情報共有促進による市民のまちづくり活動の活発化
 情報共有、市民参加促進による市政理解の深化
 市民参加による、より充実した施策展開の実現



5 策定手法

市民自治推進本部「情報共有ワーキング」、「市民参加ワーキング」で検討
 【情報共有ワーキング】行政評価担当課長、行政情報課長、広報課長、統計課長
 区総務企画課長(幹事区) 事務局:市民自治推進課長
 【市民参加ワーキング】市政)推進課長、(総)総務課長、法制担当課長、
 市民の声を聞く課長、企画課長、調整課長
 事務局:市民自治推進課長
 検討経過において区の意見を聴取

6 その他

公表時期は、「秋頃」を想定
 21年度における具体的な取り組みに反映させるため、予算編成時期までに策定
 マニュアルの実施促進を図る手法の検討
 事業の執行が市民自治の観点で着実に進められるよう、起案・決裁時において、マニュアルに基づいて確認する仕組みを構築する。
 既存の取り組みとの整合
 必要に応じてパブリックコメント要綱、附属機関要綱等の見直しを実施

本マニュアルに基づき一定期間、市民自治の観点からの取組を実践